

業務改善助成金の状況報告に必要な書類チェックリスト

申請に必要な書類が揃っているか確認してください

チェック	事業場名
	状況報告【様式第8号】
	賃金台帳の写し(賃金引上計画に基づいて引き上げた労働者及び退職した労働者分)
	アンケート提出 ※必須

※ 状況報告を提出される事業主の皆様へ！

賃金額を引き上げてから不支給事由確認期間の対象日までの賃金支払いの状況について報告をいただくことになっています。

必ず、労働関係法令に則り、関係書類を整備してください。(賃金台帳、出勤簿、労働者名簿等は労働基準法において定められた法定帳簿です。)

業務改善助成金は国の補助金です。補助金により購入した設備等は勝手に処分できませんので、処分を行う場合は労働局長の許可が必要となり、短期間での処分は一部返還を求める場合があります。